

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定による監査を実施し、その結果を秋田県知事に報告したところ、次のとおり当該監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、同条第14項の規定に基づき公表する。

令和7年12月26日

秋田県監査委員 原 幸子  
秋田県監査委員 石 田 寛  
秋田県監査委員 嶋 貢  
秋田県監査委員 佐 藤 節  
財 一 364  
令和7年12月4日

秋田県監査委員 原 幸子  
秋田県監査委員 石 田 寛 様  
秋田県監査委員 嶋 貢  
秋田県監査委員 佐 藤 節

秋田県知事 鈴木健太

行政監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

令和7年10月3日付け監委-766で報告のあった指摘事項に対する措置状況について、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

別紙

監査課所名	会計課	監査年月日	令和7年9月3日
(指摘事項)			
窓口キャッシュレス決済推進事業業務委託のうちキャッシュレス端末設置業務について、履行期間が終了し、検査確認及び支払いをしているにもかかわらず、変更契約により、公募時の仕様書に基づかず同一業務を追加しているので、今後は適切な処理を行うこと。			
(措置状況)			
契約のうち一部の業務において履行期間終了後に変更契約を行ったことについて、財務規則に基づき適正な事務処理を行うことを改めて職員間で確認し、指摘事項の内容を共有して、改めて周知徹底を図りました。			
今後は、適切な事務処理に努めてまいります。			